

危険物の法令改正について

1 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所（セルフ給油取扱所）の制御卓の位置に関する規制の緩和に関する事項

全ての顧客用固定給油設備及び顧客用固定注油設備における使用状況を監視設備により視認できる場合は、全ての顧客用固定給油設備及び顧客用固定注油設備における使用状況を従業員が直接視認できる位置以外の場所に制御卓（顧客の使用状況を監視する設備）を設置できることとなりました。

また、制御卓の位置は給油取扱所内であることが明確化されました。

令和5年9月19日より（新規則第28条の2の5関係）



制御卓の例

2 リチウムイオン蓄電池設備を屋外に設置する場合の一般取扱所の保有空地の緩和等に関する事項

(1) 新告示で定める JIS 等の出火・類焼対策の規定に適合した蓄電池設備については、流出防止用の囲いの設置、地盤面の危険物が浸透しない構造の整備、適当な傾斜の確保、貯留設備の設置及び電気設備に関する規制を適用しないこととなりました。

令和5年9月19日より（新規則第28条の60の4第2項関係）

※1 「JIS 等の出火・類焼対策の規定に適合した蓄電池設備」とは、JIS C 8715-2「産業用リチウム二次電池の単電池及び電池システム—第二部：安全性要求事項」若しくは JIS C4441「電気エネルギー貯蔵システム—電力システムに接続される電気エネルギー貯蔵システムの安全要求事項—電気化学的システム」に適合するもの又はこれらと同等以上の出火若しくは類焼に対する安全性を有するもの。（新告示第68条の2の2）

※2 ※1 中の「これらと同等以上の出火若しくは類焼に対する安全性を有するもの」としては、例えば、次のものが考えられます。（令和5年9月19日付 消防危第251号）

- | |
|---|
| (ア) I E C（国際電気標準会議）62619 又は 62933-5-2 に適合するもの |
| (イ) U L（米国保険業者安全試験所）9540A 又は 1973 に適合するもの |

(2) 蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない一般取扱所で、危険物を取り扱う設備を屋外に設けるもののうち、以下のすべての条件を満たすものについては、一般取扱所の位置・構造・設備の技術上の基準のうち、特定の施設との間の保安距離の確保、建築物その他の工作物との間の保有空地の確保、危険物の流出リスクや可燃性蒸気の滞留を想定した流出防止用の囲いの設置、地盤面の危険物が浸透しない構造の整備、適当な傾斜の確保、貯留設備の設置及び電気設備に関する規制を適用しないこととなりました。

令和5年9月19日より（新規則第28条の60の4第5項関係）

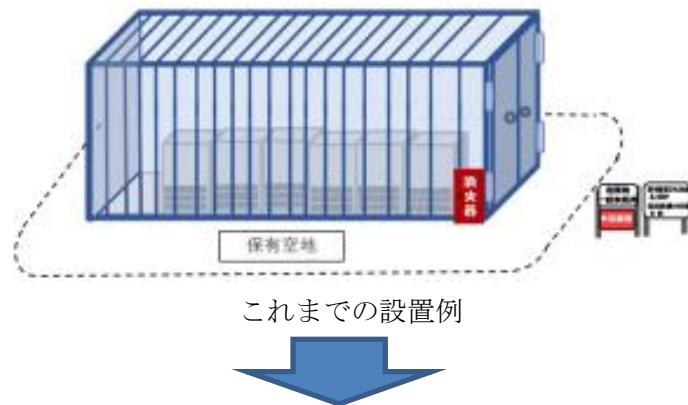
- ア 危険物を取り扱う設備と建築物その他の工作物との間に3m以上の空地を保有すること。
- イ 危険物を取り扱う設備は、堅固な基礎の上に固定すること。
- ウ 蓄電池設備は、キュービクル又はコンテナ（鋼板で造られたもの）に収納されている方式とすること。
- エ 蓄電池設備は、告示（新告示第68条の2の2）で定める基準に適合するものであること。
- オ 指定数量の100倍以上の危険物を取り扱うものについては、冷却するための散水設備をその放射能力範囲が危険物を取り扱う設備を包含するように設けること。

(3) 蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない一般取扱所（屋外コンテナ等蓄電池設備）のうち、(2)のアからオに適合するものについては、消火設備については次のとおりとなりました。

令和5年9月19日より（新規則第34条第1項関係）

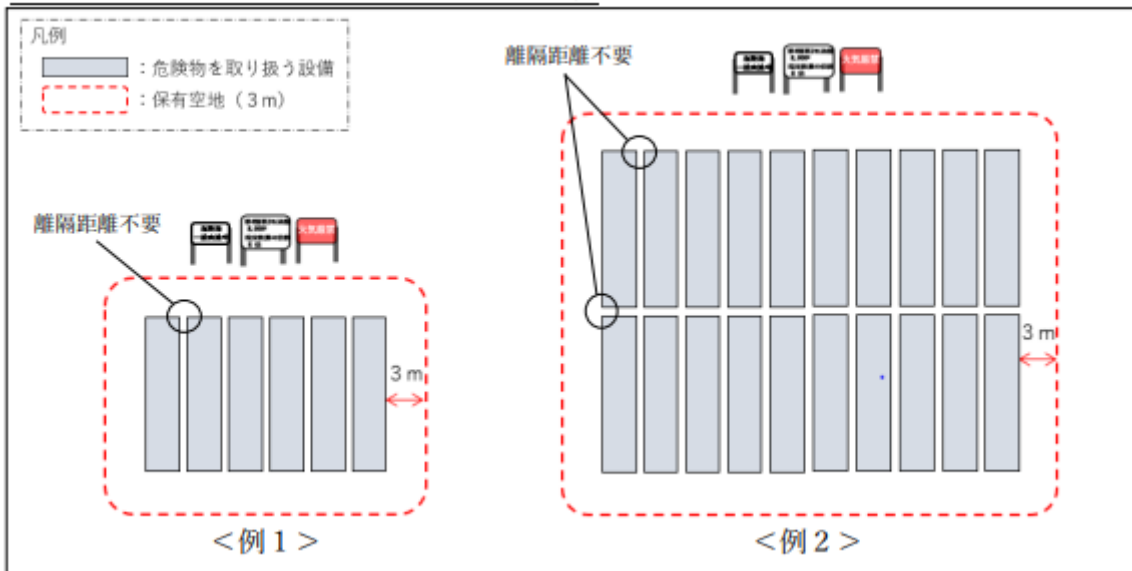
- ア 指定数量の100倍以上を取り扱うものについては、大型消火器（第4種消火設備）及び消火器（第5種消火設備）を設置すれば足りること。（新規則第33条第1項関係）
- イ 指定数量の30倍未満を取り扱うものについては、消火器（第5種消火設備）を設置すれば足りること。

その他詳細については、別添の令和5年9月19日付 消防危第251号通知を参照してください。

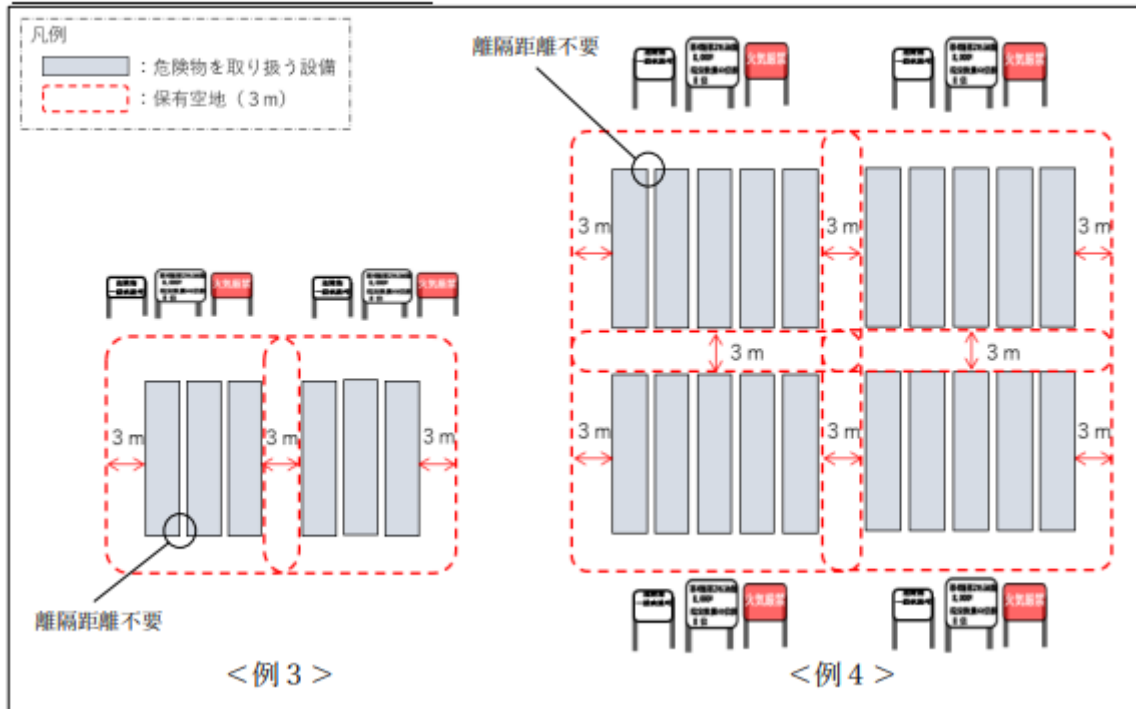


これまでの設置例

全てをまとめて一の一般取扱所とする場合の例



複数の一般取扱所とする場合の例



3 アルコールを収納したプラスチックフィルム袋に係る運搬容器等に関する事項

容器の特例に、第4類の危険物のうちアルコール類を収納する最大容積1リットル以下のプラスチックフィルム袋が追加されました。

また、運搬容器の特例に、当該プラスチックフィルムを内装容器としてファイバ板箱（不活性の緩衝材を詰めたものに限る。）の外装容器に収納した容器のうち、新告示第68条の5第2項（落下試験）及び第5項（積み重ね試験）に規定される基準に適合するものが追加されました。

（新告示第68条の2の3、第68条の3関係）。

※ 「不活性の緩衝材」とは、収納する危険物と反応を起こさず、組合せ容器とした際に緩衝性能を有しているものをいいます。

（令和5年9月19日付 消防危第251号）

前段に係る落下試験は、運搬容器及び内容物をマイナス18度以下に冷却した状態において実施することとなりました。

（新告示第68条の5関係第2項関係）

令和5年9月19日より



外装容器（両面ダンボール箱）



内装容器（プラスチックフィルム袋）





緩衝材（左からエアピロータイプ緩衝材、エアチューブ緩衝材、エアキャップ）

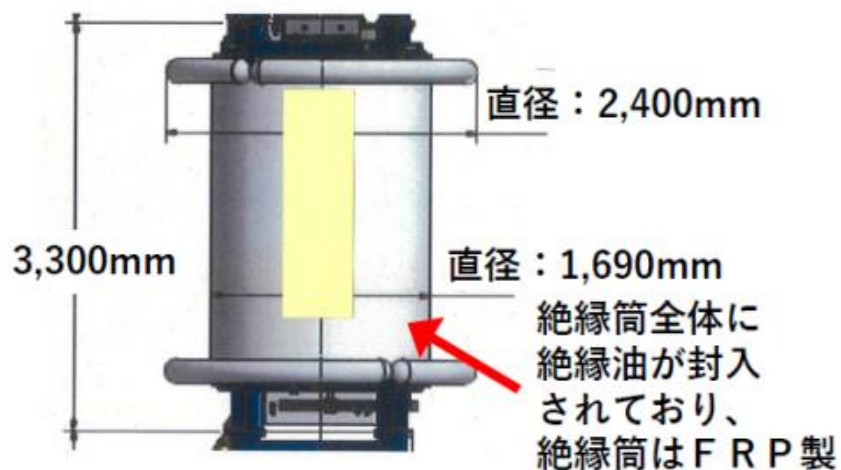


梱包状況（左から天面から見た梱包状況、完全梱包の状況）

4 繊維強化プラスチック製変圧器に係る機械により荷役する構造を有する運搬容器の特例の追加に関する事項

機械により荷役する構造を有する運搬容器の特例に、第4類の危険物のうち第3石油類（引火点が130度以上のものに限る。）又は第4石油類を収納する繊維強化プラスチック製の変圧器で、一定の基準に適合するものが追加されました。

令和5年9月19日より（新告示第68条の3の3第2項関係）



繊維強化プラスチック（FRP）製変圧器の例

5 プラスチック容器に係る専ら乗用の用に供する車両による運搬の基準の追加に関する事項

専ら乗用の用に供する車両によりガソリン（自動車の燃料の用に供するものに限る。）を運搬する場合の運搬容器として、「プラスチック容器（プラスチックドラムを除く）」（国際海事機関が採択した危険物の運送に関する規程に適合していることが認められていることを示す表示（UN）及び容器記号 3H1 が付されているものに限る。）を追加するとともに、最大容積が 10 リットルとなりました。

令和 6 年 3 月 1 日より（新告示第 68 条の 4 第 2 項関係）

※ 危険物輸送に使用する場合は容器の製造日から 5 年以内としなければならないとされているので、専ら乗用の用に供する車両による運搬で使用する場合は留意すること。

なお、容器記号の「3H1」は、ジェリカン（方形又は多角形の断面形状を有する容器）であって、その材質がプラスチックであり、天板が固着式のものであることを示すものです。

（令和 5 年 9 月 19 日付 消防危第 251 号）



ガソリン用プラスチック製運搬容器（UN 及び 3H1 表示有）の例

6 運搬容器の内圧試験に係る規定の整備に関する事項

運搬容器の内圧試験の試験方法について、海上輸送に係る船舶安全法との整合が図られました。

令和 5 年 9 月 19 日より（新告示 68 条の 5 第 4 項関係）